

## 学校法人 福島学院 次世代育成行動計画

教職員がその能力を可能な限り発揮できるよう勤務環境の整備を行うとともに、次世代育成に配慮し、次世代育成支援対策推進法に基づく次の行動計画を定める。

### 1. 計画期間

平成23年4月1日から平成27年3月31日までの4年間

### 2. 内容

#### 目標 1

勤務環境の整備のため、小学校就学前の子どもを育てる教職員に対して次の施策を推進する。

#### ① フレックスタイムもしくは時差出勤を導入

夫・妻共に本学教職員である場合は、原則として夫もしくは妻のいずれかとし、月単位であれば変更することができる。

<これまでの取組>

平成17年4月1日	3歳までの子を持つ教職員に対して導入
平成18年4月1日	4歳までの子を持つ教職員に対して導入
平成19年4月1日	5歳までの子を持つ教職員に対して導入

<今後の対策>

平成26年4月1日以降 小学校就学の始期に達するまでの子を持つ教職員に対して導入

#### ② 育児・介護休業法等の制度の周知

平成23年4月以降、総務人事ニュースにより年間1回以上教職員に周知させる。

#### ③ 育児休業の法制を上回る期間の設定

育児休業期間

<これまでの取組>

平成17年度 満1歳に達する日（誕生日の前日）又は満1歳に達する日の属する年度末まで

平成19年度 満2歳に達する日の属する年度末まで  
（ただし第2子以降の場合を除く。）

<今後の対策>

平成24年度以降 満3歳に達する日の属する年度末まで  
(ただし第2子以降の場合を除く。)

目標2

働き方の見直しに資する多様な勤務条件の整備に努める。

① 年次有給休暇取得促進のための措置

平成17年4月以降、本学独自の夏季、冬季学生休業期間中に  
自宅研修日を附与する措置は可能な限り縮小し、有給休暇の取得  
を推進している。

なお、有給休暇の未消化日数については、勤務特例を認められ  
た教員等の一部を除き、各年度累積した日数について、私傷病休  
暇を有給休暇扱いで、最高300日まで取得することが可能。

目標3

その他の次世代育成策として次の施策を推進する。

① 子どもの子育てに関する地域貢献を行う

<これまでの取組>

平成18年度

①子育てに関する公開講座を開設し、相談  
を受け付ける(附属幼稚園)

②心理臨床相談センターを駅前キャンパス  
へ開設する

③改正労働基準法に則り勤労者対象のメン  
タルヘルスセンターを開設する

平成21年度

地域の0歳から3歳までの子と親の子育て  
支援事業ポプラクラブを開設する

<今後の対策>

平成24年度以降

近隣児童のための学童保育所の設置を推進  
する

平成25年度以降

附属幼稚園を保育所機能を備えた「こども  
園」への改編を推進する